

手数料について

屋外広告物の種類による申請審査手数料は次のとおりです。

【伊豆の国市手数料徴収条例】

項目		金額	許可期間	
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）	表示面積5㎡までごと 2,000円	3年以内	
第2種	伊豆の国市屋外広告物条例第4条第3項第2号のはり札又は同項第4号の立看板	1枚又は1個につき 400円	30日以内	
	伊豆の国市屋外広告物条例第4条第3項第3号の広告旗	同一規格かつ同一表示内容のもの1件につき 400円	30日以内	
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5㎡までごと 2,500円	3年以内	
第4種	はり紙（第3種のものを除く。）	100枚までごとに 400円	30日以内	
第5種	看板その他これに類するもの（第3種のものを除く。）	電柱類に巻き付けて取り付けられる広告物	1組につき 400円	3年以内
		上記以外のもの	1個につき 400円	3年以内

(1) 伊豆の国市屋外広告物条例第14条第1項（変更等）の許可を受けようとする場合は、この表に定める金額に100分の50を乗じて得た額とする。

(2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出をした政治団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合は、手数料を徴収しない。